

(宛先) 習志野市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設の施設等利用費

【 令和7年4月～令和7年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査に際しては、

- 申請者と認定子どもが、施設で証明された「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」の「認定保護者」と同じ方の氏名を記入してください。
※請求者の氏名は訂正が不可となります。
- 実際に利用していること
- 利用料の支払い状況を
- 課税状況を習志野市が

施設で証明された「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収証」の「認定保護者」と同じ方の氏名を記入してください。
※請求者の氏名は訂正が不可となります。
記入の誤りがあった際には、新たな請求書に

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	ナラシノ タロウ	生年月日	昭和60年1月1日
氏名	習志野 太郎	認定子どもとの関係	父
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		現住所	習志野市鷺沼2-1-1
		電話	047-451-1151

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

法第30条の4の認定種別	☒ 第2号 ☐ 第1号	生年月日	令和2年5月5日
フリガナ	ナラシノ イチロウ	氏名	習志野 一郎
令和7年4月1日～令和7年6月30日の間の住所 ※2			
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は、転入日または転出日を記入		年 月 日	

3. 償還払いの振込先を記入して下さい

金融機関	銀行・信用金庫	支店	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
習志野	津田沼	出張所	口座名義(カタカナ)	ナラシノ キラコ						
農協・信用組合										

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出して下さい

4. 利用した認可外保育施設を記入して下さい

①	フリガナ	チバナランド	所在地	習志野市東習志野1-1-1
	施設名	千葉ならしど園	電話	047-451-0001
	契約している利用形態	☒ 定期利用（月極） ☐ 臨時利用		
②	フリガナ		所在地	
	施設名		電話	
	契約している利用形態	☐ 定期利用（月極） ☐ 臨時利用		

裏面も必ず記入してください。

※片面ずつで印刷し2枚に分けて申請する場合は、必ず割り印が必要です。

<裏面も記入して下さい>

5. 認可外保育施設の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入してください。

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※2	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) に支払った月額合計利用料 (b) ※2	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※3	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和7年4月	a 70,000 円	b 円	c 70,000 円	d 37,000 円	37,000 円
令和7年5月	a 80,000 円	b 円	c 80,000 円	d 37,000 円	37,000 円
令和7年6月	a 85,000 円	b 円	c 85,000 円	d 37,000 円	37,000 円
					請求金額 上記3か月分合計 111,000 円

※2 上記
証明

施設からもらった「特定子ども・子育て支援提供証明書及び領収証」の※2の金額を記入してください。認可外保育施設利用分は(a)欄に、一時保育利用分は(b)欄に記入してください。

※3 月額

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額上限額が異なります。

- ・月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限り
- ・月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限り

請求金額(合計)の訂正は不可となります。記入の誤りがあった際には、新たな請求書に書き直しをお願いいたします。